



島根県報

平成16年12月28日 (火)

第 1 637 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県報発行規則の一部を改正する規則 (総 務 課) 2

告 示

島根県立大学の学則の一部改正の届出 (") 3

島根県立大学大学院の学則の一部改正の届出 (") 4

広域連合の規約変更の許可 (市 町 村 課) 5

生活保護法の規定による介護機関の指定 (健康福祉総務課) 5

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 7

民生委員の市町村別定数の一部改正 (") 10

土地改良事業の計画の認可 (2 件) (農 村 整 備 課) 11

土地改良区の解散の認可 (2 件) (") 11

地域森林計画の樹立 (森 林 整 備 課) 11

地域森林計画の変更 (") 12

保安林の指定 (2 件) (") 12

保安林予定森林 (") 13

解除予定保安林 (") 13

保安林予定森林 (") 14

道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 14

道路の供用開始 (") 15

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 15

道路の位置の指定 (建 築 住 宅 課) 16

公 告

平成17年、平成18年及び平成19年における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業 (医 療 対 策 課) 17

務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格等

使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間 (労 働 政 策 課) 19

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 19

教委告示

博物館登録原簿への登載 (文 化 財 課) 19

人委規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 20

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 20

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定め

る規則の一部を改正する規則 20

人委細則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則 20

公布された条例等のあらまし

島根県報発行規則の一部を改正する規則（規則第108号）

1 規則の概要

- (1) 知事がやむを得ないと認めるときは、発行日を順次繰り下げることにした。（第2条関係）
- (2) 知事が特に県報の発行が困難と認めるときは、県報の発行を休止することにした。（第4条関係）
- (3) 原稿の締切日時を発行日から起算して5日前の日の正午とすることにした。（第9条関係）
- (4) 様式第1号を削除することにした。
- (5) その他規定の整備

2 施行期日

平成17年1月1日から施行することにした。

規 則

島根県報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第108号

島根県報発行規則の一部を改正する規則

島根県報発行規則（昭和25年島根県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「県報」を「**県報**」に改める。

第2条第2項ただし書を削り、同条第3項中「その他」を削り、「もれ」を「**漏れ**」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、発行日が次に掲げる日に当たるときは、順次繰り下げるものとする。

(1) 島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項第2号に規定する県の休日（1月1日を除く。）

(2) その他知事がやむを得ないと認める日

第3条中「その他」を削る。

第4条中「12月29日から」の次に「**翌年の**」を、「**までの間**」の次に「**その他知事が特に県報の発行が困難と認めるときは**」を加える。

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 各地方機関

第5条第1項第3号中「**都道府県及び**」を削り、同項第4号中「**市町村及び**」を削る。

第7条第1項中「**りん議**」を「**起案文書**」に改め、同条第2項中「**臨時急施**」を「**緊急**」に改め、「**そのりん議の**」を削る。

第8条第1項中「**事項**」の次に「**の原稿**」を加え、「**、原稿用紙（様式第1号）に浄写して責任者検印の上、りん議**」を「**浄書した文書とし、起案文書**」に改め、同条第2項を削る。

第9条第1項を次のように改める。

定期発行の県報の原稿は、発行日から起算して5日前の日の正午までに締め切るものとする。この場合において、島根県の休日を定める条例に規定する県の休日は、1日に算入しない。

第9条第3項を削る。

第10条の見出しを「**（編集）**」に改める。

第11条を次のように改める。

(校正)

第11条 県報の校正は、総務部総務課で行う。ただし、初回にあっては、総務部総務課長は、主務課に校正の原稿及び起案文書を回付することにより、県報に登載する事項の校正を行わせるものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、内容が複雑なもの又は特に注意を必要とするものは、主務課で再度の校正を行わせることができる。

3 主務課で校正を行ったときは、その主務課は、総務部総務課長が指示する日時までに、校正の原稿及び起案文書(条例及び規則の場合に限る。)を総務部総務課に回付しなければならない。

第13条を削る。

第12条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、その経費は、当該主務課において負担するものとする。

第12条第2項中「りん議並びに」を「起案文書及び」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(登載年月日等の記載)

第12条 起案文書を主務課に返付するときは、当該起案文書に登載年月日、県報番号及び島根県公文書管理規程(平成13年島根県訓令第4号)第6条第1項第1号に規定する番号を記載しなければならない。

様式第1号を削る。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

告

示

島根県告示第1,264号

島根県立大学条例施行規則(平成12年規則第42号)第17条第1項の規定により島根県立大学学則が改正され、島根県立大学長から届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立大学学則の一部を次のように改正する。

第45条中「別表」を「別表1及び別表2」に改める。

第48条中「ものとする」、「から30時間まで」及び「から40時間まで」を削除する。

第49条、第51条第1項中「大学等」を「大学及び短期大学」に改める。

第49条第2項中「第53条に規定する卒業の要件となる単位数として認める」を「、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定する」に改める。

第49条第3項、第50条第2項及び第51条第2項中「超えないものとする」を「超えることはできない」に改める。

第49条第3項中「卒業要件として」を削除し、「合わせて」の次に「、」を加える。

第50条の見出し中「学修」の次に「及び単位の認定」を加える。

第50条第1項中「学生が行う」を「学生に、」に、「、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる」を「行なわせることができる」に改める。

第50条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により学生が修得した学修については、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

第50条第2項を第3項とし、同項中「前条第2項」の次に「及び第3項」を、「合わせて」の次に「、」を加える。

第51条及び第52条の見出し中「単位」の次に「等」を加える。

第51条第1項中「認めるときは、」の次に「編入学、転入学及び再入学の場合を除き、」を、「修得した単位」の次に

「、又は学生が本学に入学前に行なった」を、「前条」の次に「第1項」を加え、「第53条に規定する卒業の要件となる単位数として認める」を「本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定する」に改める。

第51条第2項中「基づく」を「より」に改める。

第52条中「等」を「並びに再入学」に改める。

第53条中「別表」を「別表1」に改め、「履修し、」の次に「別表3に掲げる」を加える。

別表中「別表(第45条関係)(1) 総合政策学部総合政策学科」を「別表1 総合政策学部総合政策学科履修科目(第45条関係)」に、「卒業に必要な単位数」を「別表3 卒業に必要な単位数(第53条関係)」に、「(2) 教育職員免許状受領資格取得関係」を「別表2 教育職員免許状受領資格取得関係科目(第45条関係)」に改め、「(3) 産公学連携関連科目の表」を削除する。

別表1中「ビジョン形成科目」の次に次の2科目を加える。

授 業 科 目 の 名 称	配 当 年 次	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
産公学連携 関連科目	島根ベンチャービジネス論	1・2・3・4春		2	
	島根ベンチャービジネス論	1・2・3・4秋		2	
	証券市場論	1・2・3・4秋		2	
単位互換科 目	他の大学等における履修等科 目(30単位を上限として複数 科目の履修は可)	1・2・3・4		2 1 又は 2	選択科目として取得する単位 数は別表3に掲げる自由選択 科目の単位数を超えることは できない

別表3中「自由選択科目(上記全科目群の中から選択あるいは他の大学等の単位互換科目)」の次に次の科目を加える。

区 分	卒 業 要 件 単 位 数		
	必 修	選 択	計
産公学連携関連科目			0

附 則

この学則は、平成16年10月27日から施行する。

島根県告示第1,265号

島根県立大学条例施行規則(平成12年規則第42号)第17条第1項の規定により島根県立大学大学院学則が改正され、島根県立大学長から届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立大学大学院学則の一部を次のように改正する。

別表1(第13条関係)第1号北東アジア研究科の表中「北東アジア情勢分析」の次に次の科目を加える。

授 業 科 目 の 名 称	配 当 年 次	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
研究指導科目 英語原書講読	1				

附 則

この学則は、平成16年10月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

島根県告示第1,266号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により平成16年12月17日付けで雲南広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合の規約の変更を許可したので、同条第2項の規定において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第5項の規定により告示する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第1,267号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		実施する 事 業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 邑 南町社会福祉協議 会	邑智郡邑南町高見485 - 1	居宅介護支援 事業	邑南社協東部居宅 介護支援事業所	邑智郡邑南町下口羽 384	平成16年 10月1日
社会福祉法人 邑 南町社会福祉協議 会	邑智郡邑南町高見485 - 1	訪問介護	邑南社協東部訪問 介護事業所	邑智郡邑南町下口羽 384	平成16年 10月1日
社会福祉法人 邑 南町社会福祉協議 会	邑智郡邑南町高見485 - 1	通所介護	邑南社協東部通所 介護事業所	邑智郡邑南町下口羽 384	平成16年 10月1日
社会福祉法人 邑 南町社会福祉協議 会	邑智郡邑南町高見485 - 1	訪問看護	邑南社協訪問看護 事業所	邑智郡邑南町中野3848 - 2	平成16年 10月1日
社会福祉法人 邑 南町社会福祉協議 会	邑智郡邑南町高見485 - 1	訪問介護	邑南社協西部訪問 介護事業所	邑智郡邑南町中野3848 - 2	平成16年 10月1日
社会福祉法人 邑 南町社会福祉協議 会	邑智郡邑南町高見485 - 1	訪問入浴介護	邑南社協訪問入浴 介護事業所	邑智郡邑南町中野3848 - 2	平成16年 10月1日
社会福祉法人 邑 南町社会福祉協議 会	邑智郡邑南町高見485 - 1	通所介護	邑南社協西部通所 介護事業所	邑智郡邑南町中野3848 - 2	平成16年 10月1日
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城北 町1番地	居宅介護支援 事業	布施居宅介護事業 所	隠岐郡隠岐の島町布施 218番地24	平成16年 10月1日
社会福祉法人 隠 岐の島町社会福祉 協議会	隠岐郡隠岐の島町原田 396番地	居宅介護支援 事業	隠岐の島町居宅介 護支援事業所	隠岐郡隠岐の島町原田 390番地3	平成16年 10月1日
社会福祉法人 隠 岐の島町社会福祉 協議会	隠岐郡隠岐の島町原田 396番地	訪問介護	隠岐の島町訪問介 護事業所	隠岐郡隠岐の島町原田 390番地3	平成16年 10月1日

社会福祉法人 隠岐の島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田396番地	居宅介護支援事業	隠岐の島町布施居宅介護支援事業所	隠岐郡隠岐の島町布施642番地1	平成16年10月1日
社会福祉法人 隠岐の島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田396番地	通所介護	隠岐の島町布施通所介護事業所	隠岐郡隠岐の島町布施642番地1	平成16年10月1日
社会福祉法人 隠岐の島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田396番地	訪問介護	隠岐の島町布施訪問介護事業所	隠岐郡隠岐の島町布施642番地1	平成16年10月1日
社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	益田市須子町3番1号	居宅介護支援事業	美都町居宅介護支援事業所	益田市美都町都茂1195番地	平成16年11月1日
社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	益田市須子町3番1号	訪問介護	美都町ホームヘルパーステーション	益田市美都町都茂1871番地9	平成16年11月1日
社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	益田市須子町3番1号	通所介護	益田市立美都デイサービスセンター	益田市美都町都茂1195番地	平成16年11月1日
社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	益田市須子町3番1号	短期入所生活介護	益田市立特別養護老人ホーム美寿苑	益田市美都町都茂1871番地9	平成16年11月1日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	雲南市木次町里方521番地1	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所かけや	雲南市掛合町掛合853番地1	平成16年11月1日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	雲南市木次町里方521番地1	訪問介護	訪問介護事業所かけや	雲南市掛合町掛合853番地1	平成16年11月1日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	雲南市木次町里方521番地1	訪問入浴介護	好老センター訪問入浴介護事業所	雲南市掛合町掛合1310番地	平成16年11月1日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	雲南市木次町里方521番地1	通所介護	好老センター通所介護事業所	雲南市掛合町掛合1310番地	平成16年11月1日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	雲南市木次町里方521番地1	通所介護	ふれあいセンター通所介護事業所	雲南市掛合町入間482番地3	平成16年11月1日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	雲南市木次町里方521番地1	短期入所生活介護	えがおの里短期入所生活介護事業所	雲南市掛合町掛合853番地1	平成16年11月1日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	雲南市木次町里方521番地1	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所みとや	雲南市三刀屋町三刀屋1212番地3	平成16年11月1日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	雲南市木次町里方521番地1	訪問介護	訪問介護事業所みとや	雲南市三刀屋町三刀屋1212番地3	平成16年11月1日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	雲南市木次町里方521番地1	通所介護	デイサービスセンター陽だまりの家	雲南市三刀屋町三刀屋1212番地3	平成16年11月1日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	雲南市木次町里方521番地1	通所介護	デイサービスセンターみとや	雲南市三刀屋町三刀屋1212番地3	平成16年11月1日

社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	雲南市木次町里方521番地 1	訪問介護	訪問介護事業所おおぎ	雲南市大東町大東1038番地	平成16年11月 1 日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	雲南市木次町里方521番地 1	通所介護	通所介護事業所おおぎ	雲南市大東町大東1038番地	平成16年11月 1 日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	雲南市木次町里方521番地 1	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所おおぎ	雲南市大東町大東1038番地	平成16年11月 1 日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	雲南市木次町里方521番地 1	訪問入浴介護	訪問入浴介護事業所おおぎ	雲南市大東町大東1038番地	平成16年11月 1 日
公立雲南総合病院組合	雲南市大東町飯田96番地 1	居宅介護支援事業	指定居宅介護支援事業所「うんなん」	雲南市大東町飯田96番地 1	平成16年11月 1 日
公立雲南総合病院組合	雲南市大東町飯田96番地 1	訪問介護	指定訪問介護事業所うんなん	雲南市大東町飯田96番地 1	平成16年11月 1 日
公立雲南総合病院組合	雲南市大東町飯田96番地 1	訪問看護	指定訪問看護ステーションうんなん	雲南市大東町飯田96番地 1	平成16年11月 1 日
公立雲南総合病院組合	雲南市大東町飯田96番地 1	短期入所療養介護	公立雲南総合病院	雲南市大東町飯田96番地 1	平成16年11月 1 日
社会福祉法人 飯南町社会福祉協議会	飯石郡赤来町大字野萱1826番地 2	訪問介護	飯南町社会福祉協議会 訪問介護事業所	飯石郡赤来町大字野萱1826番地 2	平成16年12月 1 日
社会福祉法人 飯南町社会福祉協議会	飯石郡赤来町大字野萱1826番地 2	居宅介護支援事業	飯南町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	飯石郡赤来町大字野萱1831番地 2	平成16年12月 1 日
社会福祉法人 飯南町社会福祉協議会	飯石郡赤来町大字野萱1826番地 2	通所介護	飯南町社会福祉協議会 通所介護事業所	飯石郡赤来町大字野萱1826番地 2	平成16年12月 1 日
社会福祉法人 飯南町社会福祉協議会	飯石郡赤来町大字野萱1826番地 2	短期入所生活介護	飯南町社会福祉協議会 短期入所生活介護事業所	飯石郡赤来町大字野萱1831番地 2	平成16年12月 1 日

介護機関の名称	実施する施設	所在地	指定年月日
益田市立特別養護老人ホーム美寿苑	介護老人福祉施設	益田市美都町都茂1871番地 9	平成16年11月 1 日
掛合町特別養護老人ホームえがの里	介護老人福祉施設	雲南市掛合町掛合853番地 1	平成16年11月 1 日
公立雲南総合病院	介護療養型医療施設	雲南市大東町飯田96番地 1	平成16年11月 1 日
特別養護老人ホーム あかぎの里	介護老人福祉施設	飯石郡赤来町大字野萱1831番地 2	平成16年12月 1 日

島根県告示第1,268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 者・居宅介護支援事業者		廃止する 事 業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 羽 須美村社会福祉協 議会	邑智郡羽須美村大字下 口羽384番地	居宅介護支援 事業	社会福祉法人 羽 須美村社会福祉協 議会 居宅介護支 援事業所	邑智郡羽須美村大字下 口羽384番地	平成16年 9月30日
社会福祉法人 羽 須美村社会福祉協 議会	邑智郡羽須美村大字下 口羽384番地	訪問介護	社会福祉法人 羽 須美村社会福祉協 議会	邑智郡羽須美村大字下 口羽384番地	平成16年 9月30日
社会福祉法人 羽 須美村社会福祉協 議会	邑智郡羽須美村大字下 口羽384番地	訪問入浴介護	社会福祉法人 羽 須美村社会福祉協 議会 訪問入浴介 護事業所	邑智郡羽須美村大字下 口羽384番地	平成16年 9月30日
社会福祉法人 羽 須美村社会福祉協 議会	邑智郡羽須美村大字下 口羽384番地	通所介護	社会福祉法人 羽 須美村社会福祉協 議会	邑智郡羽須美村大字下 口羽384番地	平成16年 9月30日
社会福祉法人 石 見町社会福祉協 議会	邑智郡石見町大字中野 3848 - 2	訪問看護	いわみ訪問看護ス テーション	邑智郡石見町大字中野 3848 - 2	平成16年 9月30日
社会福祉法人 石 見町社会福祉協 議会	邑智郡石見町大字中野 3848 - 2	訪問介護	石見町社会福祉協 議会訪問介護事業 所	邑智郡石見町大字中野 3848 - 2	平成16年 9月30日
社会福祉法人 石 見町社会福祉協 議会	邑智郡石見町大字中野 3848 - 2	訪問入浴介護	石見町社会福祉協 議会訪問入浴介 護事業所	邑智郡石見町大字中野 3848 - 2	平成16年 9月30日
社会福祉法人 石 見町社会福祉協 議会	邑智郡石見町大字中野 3848 - 2	通所介護	石見町社会福祉協 議会石見通所介 護事業所	邑智郡石見町大字中野 3848 - 2	平成16年 9月30日
布施村	隠岐郡布施村布施218 番地24	居宅介護支援 事業	布施村	隠岐郡布施村布施218 番地24	平成16年 9月30日
社会福祉法人 西 郷町社会福祉協 議会	隠岐郡西郷町大字原田 396番地	居宅介護支援 事業	西郷町社会福祉協 議会 居宅介護支 援事業所	隠岐郡西郷町大字原田 390番地 3	平成16年 9月30日
社会福祉法人 西 郷町社会福祉協 議会	隠岐郡西郷町大字原田 396番地	訪問介護	西郷町社会福祉協 議会 訪問介護事 業所	隠岐郡西郷町大字原田 390番地 3	平成16年 9月30日
社会福祉法人 布 施村社会福祉協 議会	隠岐郡布施村大字布施 642番地 1	居宅介護支援 事業	布施村社会福祉協 議会 居宅介護支 援事業所	隠岐郡布施村大字布施 642番地 1	平成16年 9月30日
社会福祉法人 布 施村社会福祉協 議会	隠岐郡布施村大字布施 642番地 1	通所介護	布施村社会福祉協 議会 指定通所介 護事業所	隠岐郡布施村大字布施 642番地 1	平成16年 9月30日
社会福祉法人 布 施村社会福祉協 議会	隠岐郡布施村大字布施 642番地 1	訪問介護	布施村社会福祉協 議会 指定訪問介 護事業所	隠岐郡布施村大字布施 642番地 1	平成16年 9月30日

大東町外 9ヶ町村 雲南病院組合	大原郡大東町大字飯田 96 - 1	居宅介護支援 事業	指定居宅介護支援 事業所「うんなん」	大原郡大東町大字飯田 96 - 1	平成16年 10月31日
大東町外 9ヶ町村 雲南病院組合	大原郡大東町大字飯田 96 - 1	訪問介護	指定訪問介護事業 所 うんなん	大原郡大東町大字飯田 96 - 1	平成16年 10月31日
大東町外 9ヶ町村 雲南病院組合	大原郡大東町大字飯田 96 - 1	訪問看護	訪問看護ステーシ ョン うんなん	大原郡大東町大字飯田 96 - 1	平成16年 10月31日
大東町外 9ヶ町村 雲南病院組合	大原郡大東町大字飯田 96 - 1	短期入所療養 介護	公立雲南総合病院	大原郡大東町大字飯田 96 - 1	平成16年 10月31日
社会福祉法人 掛 合町社会福祉協議 会	飯石郡掛合町大字掛合 1310番地	居宅介護支援 事業	掛合町社会福祉協 議会居宅介護支援 事業所	飯石郡掛合町大字掛合 1310番地	平成16年 10月31日
社会福祉法人 掛 合町社会福祉協議 会	飯石郡掛合町大字掛合 1310番地	訪問介護	掛合町社協訪問介 護事業所	飯石郡掛合町大字掛合 853番地 1	平成16年 10月31日
社会福祉法人 掛 合町社会福祉協議 会	飯石郡掛合町大字掛合 1310番地	訪問入浴介護	掛合町好老センタ ー訪問入浴介護事 業所	飯石郡掛合町大字掛合 1310番地	平成16年 10月31日
社会福祉法人 掛 合町社会福祉協議 会	飯石郡掛合町大字掛合 1310番地	通所介護	掛合町好老センタ ー通所介護事業所	飯石郡掛合町大字掛合 1310番地	平成16年 10月31日
社会福祉法人 掛 合町社会福祉協議 会	飯石郡掛合町大字掛合 1310番地	通所介護	ふれあいセンター 通所介護事業所	飯石郡掛合町大字入間 482番地 3	平成16年 10月31日
社会福祉法人 掛 合町社会福祉協議 会	飯石郡掛合町大字掛合 1310番地	短期入所生活 介護	えがおの里短期入 所生活介護事業所	飯石郡掛合町大字掛合 853番地 1	平成16年 10月31日
社会福祉法人 三 刀屋町社会福祉協 議会	飯石郡三刀屋町大字三 刀屋1212番地 3	居宅介護支援 事業	三刀屋町社会福祉 協議会居宅介護支 援事業所	飯石郡三刀屋町大字三 刀屋1212番地 3	平成16年 10月31日
社会福祉法人 三 刀屋町社会福祉協 議会	飯石郡三刀屋町大字三 刀屋1212番地 3	訪問介護	三刀屋町社会福祉 協議会訪問介護事 業所	飯石郡三刀屋町大字三 刀屋1212番地 3	平成16年 10月31日
社会福祉法人 三 刀屋町社会福祉協 議会	飯石郡三刀屋町大字三 刀屋1212番地 3	通所介護	三刀屋町社会福祉 協議会通所介護事 業所陽だまりの家	飯石郡三刀屋町大字三 刀屋1212番地 3	平成16年 10月31日
社会福祉法人 三 刀屋町社会福祉協 議会	飯石郡三刀屋町大字三 刀屋1212番地 3	通所介護	三刀屋町社会福祉 協議会通所介護事 業所 B 型	飯石郡三刀屋町大字三 刀屋1212番地 3	平成16年 10月31日
社会福祉法人 島 根県大東町社会福 祉協議会	大原郡大東町大字大東 1038番地	訪問介護	指定訪問介護事業 所おおぎ	大原郡大東町大字大東 1038番地	平成16年 10月31日
社会福祉法人 島 根県大東町社会福 祉協議会	大原郡大東町大字大東 1038番地	通所介護	指定通所介護事業 所おおぎ	大原郡大東町大字大東 1038番地	平成16年 10月31日
社会福祉法人 島 根県大東町社会福 祉協議会	大原郡大東町大字大東 1038番地	居宅介護支援 事業	居宅介護支援事業 所おおぎ	大原郡大東町大字大東 1038番地	平成16年 10月31日
社会福祉法人 島 根県大東町社会福 祉協議会	大原郡大東町大字大東 1038番地	訪問入浴介護	指定訪問入浴介護 事業所おおぎ	大原郡大東町大字大東 1038番地	平成16年 10月31日

社会福祉法人 美都町社会福祉協議会	美濃郡美都町大字都茂 1805番地 3	居宅介護支援事業	美都町居宅介護支援事業所	美濃郡美都町大字都茂 1195番地	平成16年 10月31日
社会福祉法人 美都町社会福祉協議会	美濃郡美都町大字都茂 1805番地 3	訪問介護	美都町ホームヘルパーステーション	美濃郡美都町大字都茂 1871番地 9	平成16年 10月31日
社会福祉法人 美都町社会福祉協議会	美濃郡美都町大字都茂 1805番地 3	通所介護	美都町デイサービスセンター	美濃郡美都町大字都茂 1195番地	平成16年 10月31日
社会福祉法人 美都町社会福祉協議会	美濃郡美都町大字都茂 1805番地 3	短期入所生活介護	美都町特別養護老人ホーム「美寿苑」	美濃郡美都町大字都茂 1871番地 9	平成16年 10月31日
社会福祉法人 頓原町社会福祉協議会	飯石郡頓原町頓原村 1069 - 3	訪問介護	頓原町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	飯石郡頓原町頓原村 1069 - 3	平成16年 11月30日
社会福祉法人 赤来町社会福祉協議会	飯石郡赤来町大字野萱 1826番地 2	訪問介護	赤来町社会福祉協議会 訪問介護事業所	飯石郡赤来町大字野萱 1826 - 2	平成16年 11月30日
社会福祉法人 赤来町社会福祉協議会	飯石郡赤来町大字野萱 1826番地 2	居宅介護支援事業	赤来町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	飯石郡赤来町大字野萱 1831 - 2	平成16年 11月30日
社会福祉法人 赤来町社会福祉協議会	飯石郡赤来町大字野萱 1826番地 2	通所介護	赤来町社会福祉協議会 通所介護事業所	飯石郡赤来町大字野萱 1826 - 2	平成16年 11月30日
社会福祉法人 赤来町社会福祉協議会	飯石郡赤来町大字野萱 1826番地 2	短期入所生活介護	赤来町社会福祉協議会 短期入所生活介護事業所	飯石郡赤来町大字野萱 1831 - 2	平成16年 11月30日

介護機関の名称	廃止する施設	所在地	廃止年月日
公立雲南総合病院	介護療養型医療施設	大原郡大東町大字飯田96 - 1	平成16年10月31日
掛合町特別養護老人ホームえがの里	介護老人福祉施設	飯石郡掛合町大字掛合853番地 1	平成16年10月31日
美都町特別養護老人ホーム「美寿苑」	介護老人福祉施設	美濃郡美都町大字都茂1871番地 9	平成16年10月31日
特別養護老人ホーム あかぎの里	介護老人福祉施設	飯石郡赤来町大字野萱1831 - 2	平成16年11月30日

島根県告示第1,269号

民生委員の市町村別定数（昭和49年島根県告示第601号）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

表中 「

頓原町	15人
赤来町	17人

」 を 「

飯南町	32人
-----	-----

」 に改める。

島根県告示第1,270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	認可年月日
大原郡木次町土地改良区	木次第2期地区農道舗装事業（非補助土地改良事業）	平成16年12月15日

島根県告示第1,271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	認可年月日
鹿足郡日原町土地改良区	青原地区農道事業（非補助土地改良事業）	平成16年12月15日

島根県告示第1,272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、邇摩郡仁万土地改良区の解散を平成16年12月17日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第1,273号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、邇摩郡仁摩町宅野土地改良区の解散を平成16年12月17日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第1,274号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を樹立したので、同法第6条第6項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

森林計画区の名 称	縦覧に供する関係書類の名 称	縦 覧 場 所
江の川下流森林計画区 (浜田市、江津市、邑智郡及 び那賀郡一円)	江の川下流地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県川本農林振興センター 島根県浜田農林振興センター

島根県告示第1,275号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

森林計画区の名 称	縦覧に供する関係書類の名 称	縦 覧 場 所
斐伊川森林計画区 (松江市、出雲市、安来市、 雲南市、大田市、八束郡、仁 多郡、飯石郡、簸川郡及び邇 摩郡一円)	斐伊川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県松江農林振興センター 島根県木次農林振興センター 島根県出雲農林振興センター 島根県川本農林振興センター
高津川森林計画区 (益田市及び鹿足郡一円)	高津川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県益田農林振興センター

島根県告示第1,276号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

邇摩郡仁摩町大字大国町字畑ヶ谷1762 - 1、3644、字風呂ノ頭1763、字風呂頭1763 - 1、字八タヶ谷3644 - 1、字松籠3645 - 1、字松籠3645 - 6、3647、字林3648 - 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,277号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

隠岐郡知夫村字ソフ田平516 - 1、516 - 2、517、518、521 - 3、字多澤570

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び知夫村役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1,278号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡柿木村大字椏谷812 - 1、813 - 1、益田市匹見町落合口18、口19続1、口20、口21、口23、口24 - 2、口24 - 3、口28、口199内3、口199 - 6、口199 - 8から口199 - 10まで、口199 - 12、口200内1、口200 - 2、口200 - 3、口213 - 7、口213 - 8、口213 - 34

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに益田市役所及び柿木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1,279号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
出雲市芦渡町字廻田2437 - 3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第1,280号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
大田市富山町山中字堀越2442 - 1、2442 - 2、2443 - 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,281号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	掛合上阿井線	仁多郡仁多町大字上阿井3287番1地先から同大字538番1地先まで	前 A	メートル 4.00 ~ 48.00	メートル 849.00	木次土木建築事務所仁多土木事業所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
			B	12.00 ~ 74.00	690.00		
			後 B	12.00 ~ 74.00	690.00		

"	別府川本線	邑智郡美郷町別府20番3地先から同21番3地先まで	前	3.50 ~ 7.00	63.50	川本土木建築事務所	県営土地改良事業に伴う取付工事 拡幅
			後	7.00 ~ 14.00	63.50		
"	邑智大森線	邑智郡美郷町小松池610番5地先から同203番1地先まで	前	3.00 ~ 6.00	115.00		県営土地改良事業に伴う取付工事 拡幅
			後	7.00 ~ 32.50	115.00		

島根県告示第1,282号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市上本庄町1573 - 1地先から同市邑生町129 - 1地先まで	メートル 1460.00	平成16年 12月28日	松江土木建築事務所	

島根県告示第1,283号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 区域の名称 鳥越
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次に結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
大田	鳥井	鳥越	中祖	863番	1号
				862番1	2号
				208番	3号
				210番1	4号
				211番	5号
				212番	6号及び7号

- 1 区域の名称 立石（追加）
- 2 土地の表示

ア 昭和48年2月23日島根県告示第120号で指定した標柱1号から3号までを順次に結んだ線及び標柱1号と26号を結んだ線、次に掲げる地番の土地に存する標柱27号と28号を結んだ線、標柱3号と28号を結んだ線及び標柱26号と27号を結んだ線により囲まれた区域

イ 昭和48年2月23日島根県告示第120号で指定した標柱10号から12号までを順次に結んだ線、次に掲げる地番の土地に存する標柱29号と30号を結んだ線、標柱10号と29号を結んだ線及び標柱12号と30号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
雲南市	加茂町	加茂中		1168番1	27号及び28号
				1616番	29号
				1615番1地先宅地敷道	30号

1 区域の名称 名田2

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次に結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
隠岐郡	隠岐の島町	荒木	月無	11番10	1号
				9番1	2号
		西町	名田の三	24番3	3号及び4号
				22番1	5号及び6号
		荒木	月無	10番	7号

島根県告示第1,284号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 道路の位置

大社町大字修理免字西原689 - 20

2 道路の幅員

4.5メートル

3 道路の延長

70.00メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、アスファルト止縁石、境界標及びコンクリート側溝を設置して標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成16年12月21日 第 5 号

備考

別紙図面は、出雲土木建築事務所及び大社町役場に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

平成17年、平成18年及び平成19年における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のように定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項（第167条の11第3項において準用する場合を含む。）の規定により公告する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 資格審査の対象となる営業種目

- (1) 一般廃棄物処理業
- (2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業

2 資格審査の申請手続

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあっては、登記簿謄本
- ウ 個人にあっては、誓約書
- エ 営業経歴書
- オ 審査基準日（平成16年12月1日）前1年における島根県税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- カ 審査基準日の直前2年間の営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類をいう。）（個人にあっては、青色申告書又は資産及び負債の状況を明らかにした書類）
- キ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- ク 印鑑証明書
- ケ 契約等に使用する印鑑についての届
- コ 島根県との取引に当たって、代理人を定める場合は、委任状及び代理人となる者の誓約書
- サ 誓約書
- シ その他知事が必要と認める書類

(2) 書類の作成に用いる言語等

- ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。その他の提出書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(3) 書類の提出先及び提出方法

島根県出雲市姫原4丁目1-1 島根県立中央病院事務局総務管理部へ持参すること。

(4) 書類の受付期間及び受付時間

- ア 受付期間 平成17年1月14日から同年1月31日まで行う。（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- イ 受付時間 午前9時から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分までとする。

(5) 受付方法 事情聴取を行うものとする。

3 入札参加者の資格審査及び格付

- (1) 資格審査においては、次に掲げる事項ごとに審査し、別に定める格付基準により格付けするものとする。

- ア 審査基準日の直前2年間の年間平均営業実績高
- イ 審査基準日の直前決算における島根県との取引実績高

- ウ 審査基準日の直前決算における自己資本の額
- エ 審査基準日の直前決算における設備、機械器具等の所有状況
- オ 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数
- カ 審査基準日の前日までの営業年数
- キ 審査基準日の属する事業年度の前年度における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）
- ク 審査基準日の前日における許可業種と許可品目

(2) 格付

区 分	A 等 級	B 等 級
一般廃棄物処理業務	30点以上	30点未満
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業務	35点以上	35点未満

4 申請書類用紙及び資格審査申請要領の交付期間及び交付時間並びに交付場所

(1) 交付期間及び交付時間

- ア 交付期間 2(4)アに同じ。
- イ 交付時間 2(4)イに同じ。

(2) 交付場所

出雲市姫原4丁目1-1 島根県立中央病院事務局総務管理部とする。

5 入札参加資格の登録の有効期間

資格を認定されたときから平成19年2月28日までとする。

6 入札参加資格審査の結果の通知等

資格審査の結果の通知、申請書の記載事項の変更届及び資格の認定の取消しについては、庁舎の清掃業務及び警備業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）第6条及び第8条から第10条までの規定の例による。

7 入札に参加できない者

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のアからカまでに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間を経過しない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
 - ア 契約の履行に当たり、故意に物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 営業に関し、許可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (4) 島根県税を滞納している者
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

8 特例

- (1) 2(4)ア及び4(1)アの規定は、物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第2条第2項の規定による入札参加資格審査については、適用がないものとする。
- (2) 前記(1)に規定する入札参加資格審査により認められた入札参加資格は、特定調達契約（地方公共団体の物品等又は

特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約をいう。）に係る入札に参加する場合に限り有効とし、その有効期間は、5の規定にかかわらず、当該認められたときから平成19年2月28日までとする。

9 その他

資格審査についての問い合わせは、島根県立中央病院事務局総務管理部（電話0853 - 22 - 5111(代)）にすること。

第39期島根県地方労働委員会委員は、平成17年4月27日をもって任期満了となるので、労働委員会委員の推せん方法（昭和35年島根県告示第562号）第3号アの規定に基づき、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間を次のとおり定める。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

推薦期間 平成17年1月28日から同年3月28日まで

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

安来市今津町字谷上197番7 外1筆

面積 419.43平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市今津町字谷上198番

安藤東作

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第7号

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、平成16年12月28日博物館登録原簿に次のとおり登載した。

平成16年12月28日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

登録番号	設置者の名称	博物館の名称	博物館の所在地
第16号	財団法人 今岡美術館	今岡美術館	出雲市天神町856番

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第24号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3 地方労働委員会の事務部局の項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

別表第6 中「飯石郡頓原町大字八神」を「飯石郡飯南町八神」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第25号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第26号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第20及び別表第21を次のように改める。

別表第20及び別表第21 削除

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成16年12月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第2号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中	地方労働委員会の事	地方労働委員会事務局	を	労働委員会の事務局	労働委員会事務局	に改める。

務部局

局

附 則

この細則は、平成17年1月1日から施行する。

